省令

○総務省令第六十一号

特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法の特例に関する法律（令和三年法律第八十二号）第十条の規定に基づき、特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法の特例に関する法律施行規則を次のように定める。

令和三年六月十八日

総務大臣　武田　良太

特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法の特例に関する法律施行規則

（特例郵便等投票における投票用紙及び投票用封筒の請求書の様式）

第一条　特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法の特例に関する法律施行令（令和三年政令第百七十五号。以下「令」という。）第一条第一項の規定による請求書は、別記第一号様式に準じて作成しなければならない。

（特例郵便等投票における投票用封筒の様式）

第二条　令第一条第三項の規定による投票用封筒は、公職選挙法施行規則（昭和二十五年総理府令第十三号）別記第十三号様式の七（外封筒（公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十九条の四第二項の規定により請求を受けた場合）に係る部分を除く。）に準じて調製しなければならない。

（不在者投票に関する調書の様式の特例）

第三条　特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法の特例に関する法律（以下「法」という。）の規定の適用を受ける選挙の投票に係る不在者投票に関する調書は、公職選挙法施行規則第十四条の規定にかかわらず、別記第二号様式に準じて調製しなければならない。

（指定投票区等について繰延投票が行われた場合の取扱いの特例）

第四条　法第三条第二項に規定する特例郵便等投票について、公職選挙法施行規則第十五条の二第一項及び第三項並びに第十五条の三第一項の規定を適用する場合には、同令第十五条の二第一項中「投票が」とあるのは「投票又は特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法の特例に関する法律（令和三年法律第八十二号）第三条第二項に規定する特例郵便等投票（以下「特例郵便等投票」という。）が」と、同条第三項中「投票を」とあるのは「投票又は特例郵便等投票を」と、同令第十五条の三第一項中「投票が」とあるのは「投票又は特例郵便等投票が」とする。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、法の施行の日から施行する。

（適用区分）

2　この省令の規定は、この省令の施行の日以後その期日を公示され又は告示される選挙について適用する。

別記

第一号様式（特例郵便等投票における投票用紙及び投票用封筒の請求書の様式）（第一条関係）

請　求　書

特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法の特例に関する法律第三条第一項の規定により、何選挙において、次の現在する場所で郵便等による投票を行いたいので、同法施行令第一条第一項の規定により投票用紙及び投票用封筒の交付を請求します。

住所　都（何道府県）何郡（市）（区）何町（村）何番地

何年何月何日

氏　名

現在する場所　都（何道府県）何郡（市）（区）何町（村）何番地

何市（区）（町）（村）選挙管理委員会委員長あて

備考

一　氏名欄の氏名は、必ず自分で書くこと。

二　投票用紙等は現在する場所に郵便等により送付されるので、明確に記載すること。

三　特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法の特例に関する法律第二条第一号に規定する外出自粛要請又は同条第二号に規定する隔離・停留の措置に係る書面を提示すること。特別の事情により当該書面を提示することができない場合には、適当な箇所にその理由を記載すること。

四　在外選挙人証の交付を受けている場合にあっては在外選挙人証を、選挙人名簿登録証明書の交付を受けている場合にあっては選挙人名簿登録証明書を、南極選挙人証の交付を受けている場合にあっては南極選挙人証を提示すること。

五　都道府県の議会の議員又は長の選挙において、同法施行令第一条第二項第一号の申請をする場合には、適当な箇所に「引続居住」と記載すること。